



平成 28 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社エスライン
代表者名 代表取締役社長 山 口 嘉 彦
(コード番号：9078 名証第二部)
問合せ先 取締役副社長 村 瀬 博 三
(TEL 058-245-3131)

簡易株式交換により増加する「資本準備金」の額の減少及び 「その他資本剰余金」への振替えに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「資本準備金」の額を減少し、「その他資本剰余金」に振り替えることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 資本準備金の額の減少の目的

当社は、平成 28 年 3 月 23 日付「簡易株式交換による連結子会社 2 社の完全子会社化に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社の連結子会社である株式会社エスライン九州及び株式会社エスライン羽島の 2 社（以下、「対象 2 社」といいます。）との間で、平成 28 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、対象 2 社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決定しておりますが、今般、本株式交換においてより機動的な資本政策の遂行が可能となるよう、本株式交換と同時に、本株式交換により増加する資本準備金の額の増加分全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えることといたしました。

2. 資本準備金の額の減少の要領

本株式交換により当社の資本準備金の額が増加することを停止条件として、以下のとおり資本準備金の額を減少いたします。

(1) 減少する資本準備金の額

本株式交換による資本準備金の増加額。

注 1) 株式交換において、当社の資本金の増加額は「0 円」、資本準備金の増加額は「会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途定める額」とされております。

資本準備金の具体的な増加額は、本株式交換の対価として交付される当社株式

(株式会社エスライン九州との株式交換に伴う株式数：196,700株(予定)、株式会社エスライン羽島との株式交換に伴う株式数：213,864株(予定) 合計株式数：410,564株(予定))の時価を基礎として、会社計算規則第39条の規定に従い算定されます。

注2) この資本準備金の額の減少は、本株式交換と同時に、本株式交換による資本準備金の増加額を減少するものです。したがって、その効力が生じた後の当社の資本準備金の額は、本日時点における資本準備金の額2,000,000,000円と同額となります。

(2) 減少する資本準備金の額の取扱い

減少する資本準備金の額は、資本金とせず、全額をその他資本剰余金といたします。

(3) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第3項に基づき、取締役会の決議によって資本準備金の額を減少いたします。

3. 資本準備金の額の減少の日程

- (1) 取締役会決議日 平成28年5月26日
- (2) 債権者異議申述期間 平成28年6月1日から同月30日まで
- (3) 効力発生日(予定) 平成28年7月1日(本株式交換の効力発生日と同日)

4. 今後の見通し

本件による資本準備金の額の減少は、資本準備金の額の一部を、その他資本剰余金へと振り替えるものであり、当社の純資産の額に変動はなく、当社の業績に与える影響はございません。

なお、減少する資本準備金の具体的な額については、確定次第改めてお知らせいたします。

以 上